

9

屋外附帯部分の手引き

1 駐車場

公社が管理・経営している団地内駐車場については、下記の要件により公社と駐車場使用契約を締結し有料で使うことが出来ます。原則1住戸につき1台の利用となっています。

※団地によっては、駐車場に空きがない場合があります。

* 使用資格

公社住宅の入居者であること。
家賃の滞納が無いこと。

* 使用可能な車

自動車検査証の所有者欄及び使用者欄が入居者であること。

(但し割賦販売及びリースの場合は使用者欄が居住者であること。)

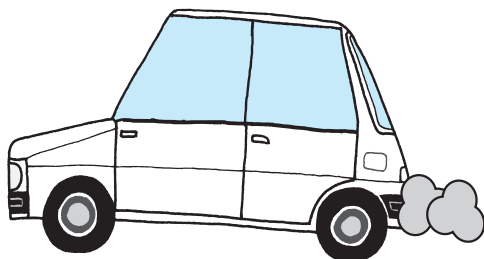
自動車の大きさは、長さ500cm・幅200cm以下であること。(機械式駐車場には別途規格があります。)

* 使用料及び保証金

使用料は担当の管理センターにお問い合わせ下さい。(8・9ページを参照してください。)

保証金は使用料の3ヶ月分を納めていただきます。

(注) 違法駐車・迷惑駐車が原因で緊急車両の走行の妨げになるなど人命にかかわることがあります。駐車場の決定した区画に必ず駐車して下さい。



2 駐輪場

各団地に駐輪場を設置しています。つねにきちんと整理整頓するよう心掛けましょう。

(注) 駐輪場は全戸分のスペースがありません。皆さまでよく話し合いをして、不要の自転車又はバイクは処分したり、またきちんと並べて1台でも多く収納できるよう工夫してください。



3 公園など

団地によっては、お子さまのための砂場や遊戯施設を設置しています。

◎小さなお子さまが遊戯施設を使用する際には、一人で遊ぶと危険ですので、必ず保護者の監視のもとで遊ばせてください。

◎遊戯施設の本体が腐食して危険な場合や、本体接合部が外れているなど発見した場合は、担当の管理センターまで連絡してください。公社で修繕いたします。



4 植 栽

植栽費用、樹木の剪定、消毒および除草などは、入居者の皆様の共同負担となります。

また、植栽の管理を自治会で行っている場合は、次の点に注意してください。

◎植栽が人や車の通行および緊急車両等の通行の妨げとならないよう管理してください。

また、車両の出入口などの見通しが確保できるよう管理してください。

◎植栽が団地の敷地外へはみ出さないようにしてください。



5 汚水・排水

(雑排水・雨水排水)

排水施設には

- 便所からの污水管
- 台所・浴室などからの雑排水管
- 屋上屋根・ベランダの雨水を集めた雨水管があります。

各住戸から排出されたそれぞれの排水は、共用管を通して屋外の柵に集められ、直接下水道管または污水处理施設(浄化槽を含む)で浄化され、最寄りの河川などに放流されています。

排水柵は残飯や土が溜まりやすい構造になっています。特に大雨のあとなどは土砂が流れ込み、管を詰まらせる原因になります。また蚊やハエの発生原因にもなりますので、ときどきフタを開け土砂やゴミを引き上げてください。

排水管の清掃は定期的に、台所・風呂などの屋内排水管の清掃にあわせて、年一回程度専門業者により団地全体で一斉に行ってください。

柵のフタには防虫網などで雑物の入らないよう工夫しましょう。

6 屋外設備

屋外設備には

- 給水設備(受水槽・高置水槽・給水塔・共同水栓)
- 污水处理設備(浄化槽含む)
- 屋外消火栓
- 街路灯・防犯灯
- ガスガバナー(ガス整圧器)などの設備があります。

* 給水施設

安全で衛生的な飲料水を確保するため次の点に充分気をつけてください。

- ◎施設内に絶対入らないこと
…衛生上悪い・危険
- ◎機器関係に触れないこと
…故障の原因・危険
- ◎建物周辺に車を乗り入れたり、周辺を掘りおこしたりしないこと
…給水管の破損・漏水の原因

* 污水处理施設

污水处理施設は槽内の微生物の発酵・分解活動によって浄化処理しています。利用に際し次の点にご注意ください。

- ◎強い洗剤、特殊なトイレ洗浄薬剤の使用、野菜クズ、食用油を流さないこと。(処理機能が低下し、処理水悪化の原因となります)
- ◎紙おむつ、衛生生理用品など水に溶けないものを流さないこと(機器の故障の原因となります)
- ◎施設内に絶対入らないこと。

これらの屋外設備で使用する電気使用料、水道使用料、污水处理費は皆さまの共同で負担していただきます。